

原子燃料工業株式会社
東海事業所
平成30年度第2回保安検査報告書

平成30年11月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	4
(3) 違反事項	12
4. 特記事項	12

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

①基本検査実施期間

自 平成30年9月6日(木)

至 平成30年9月11日(火)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 梶田 啓悟

原子力保安検査官 赤澤 敬一

原子力保安検査官 松村 祐輔

2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目)

①放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について

②改善活動の取組状況について

③核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について

④その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし。

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について」、「改善活動の取組状況について」、「核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について」及び「その他必要な事項」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。

「放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について」では、廃棄物保管容器に封入し保管している放射性固体廃棄物について、容器の健全性確認、必要と判断した場合の詰め替え処置等含め、保管管理の状況について確認すると共に、本年3月に原子

燃料工業株式会社（以下「原燃工」という。）熊取事業所で発生した廃棄物の仕掛品の分別及び廃棄物保管容器への収納作業に伴う空気中の放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、放射性固体廃棄物等を処理する際の放射線管理方法について確認した。そのうち放射性固体廃棄物の保管管理については、所内規程に基づく日常及び定期的な点検や廃棄物保管容器の移動等の際の点検により健全性を確認していること、この結果詰め替えが必要と判断した廃棄物については随時、詰め替えを行っていること、詰め替え要否の判断は所内技術文書を踏まえ実施していること等を確認した。併せて耐震及び耐竜巻に関する新規規制基準適合に係る作業の一環として廃棄物保管容器の固縛作業を所内規程に定め、これに基づき現在、当該作業を実施中であることを確認した。また、放射性固体廃棄物等を処理する際の放射線管理については、これら廃棄物等の解体、詰め替え、減容等の作業は所内規程により実施する場所、設備を定めていること、作業にあたっては必要な保護具を着用すると共に、作業環境の空気中放射性物質濃度を測定していること、具体的事例として確認した作業に係る期間の空気中放射性物質濃度に異常は見られなかったことを確認した。

「改善活動の取組状況について」では、事業者において実施している不適合管理に関し、原因究明及び再発防止策が実施されていること、他の施設で得られた知見について自らの施設に適用すべきものは予防処置として対応していること、さらに処置の有効性評価を実施するといった継続的な改善活動の取組状況について確認した。また、原燃工の平成30年5月に開催したマネジメントレビューにおいては、新検査制度では事業者の改善活動（コレクティブアクション）に係るプログラムが有効に機能することが重要であるとの認識の元、「保安に関する自主的改善の仕組みの構築」を東海、熊取両事業所で一体化して検討することが提案され、アウトプットとして了承されていることから、当該活動に関する検討及び取り組み状況について確認した。この中で不適合事象及び水平展開に係る事象への対応は有効性評価も含め所内規程に基づき実施していること、水平展開に係る外部トラブル情報については加工施設以外の情報についても社内規程に基づき収集していること、各対応状況については所内規程に基づき所内会議体において進捗をフォローアップしていることを確認した。また、「保安に関する自主的改善の仕組みの構築」は、原燃工で以前から取り組んでいる無駄の削減やヒヤリハット対応等を目的とした仕組みであるMD（ムダドリ）活動をベースとし、この中で潜在リスク等の保安に関する情報も吸い上げることを明確にすると共に、活動状況を所内会議体に報告する形で事業所内提案をまとめ、運用を開始していること、当該内容は熊取事業所とも情報共有の上、マネジメントレビューにて両事業所一体で進めるとして提案が了承されていること、所内会議体への報告内容等、詳細部分については随時、検討の上進めていることを確認した。

「核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について」では、核燃料物質等の取扱

に関し加工施設の保安を監督する立場である核燃料取扱主任者の職務について、その活動状況、選解任等の実施状況について確認した。また、過去、原燃工熊取事業所において発生した負圧警報発報事象を契機に開始した保安規定勉強会の実施状況について確認した。このうち核燃料取扱主任者の選任については、代行者を含め社内規程に基づき原燃工社長が行っていること、核燃料取扱主任者の職務については所内規程「核燃料取扱主任者業務要領」を定め、これに基づき実施していることを確認した。また保安規定勉強会については核燃料取扱主任者、所長その他事業所内関係者出席の上、継続実施していること、この中で東海事業所では当該活動を安全文化醸成活動計画に定める活動として位置づけを明確化していることを確認した。

「その他必要な事項」では、本年6月に三菱原子燃料株式会社（以下「MNF」という。）で発生した休日における巡視・点検の未実施事象を踏まえ、平日及び休日における施設の巡視・点検の実施体制、実施状況等について確認した。巡視・点検の実施体制のうち巡視点検者の選定については、所内規程で平日、休日及び長期休日に区分の上、要件を定め、これに基づき東海事業所長が確認し、選定されていることを確認した。また巡視点検項目については、休日及び長期休日の巡視点検項目は所内規程により様式化されていること、平日の巡視点検項目は所内規程に定められた手続きにより設備毎に制定されていることを確認した。休日における巡視・点検の未実施については、巡視点検者が業務を引き継ぐ際は、業務引継のため引継簿等を直接、後の巡視点検者へ、手渡しすること、また警備員は守衛掲示板に巡視点検者の掲示を行うと共に、巡視点検者が出勤していない場合は当該者及び直属の上司へ連絡することにより発生を防止していることを確認した。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、検査を行った範囲において、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

①放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について

廃棄物保管容器に封入し保管している放射性固体廃棄物について、容器の健全性確認、必要と判断した場合の詰め替え処置等含め、保管管理の状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。また、本年3月に原燃工熊取事業所で発生した廃棄物の仕掛品の分別及び廃棄物保管容器への収納作業に伴う空気中の放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、放射性固体廃棄物等を処理する際の放射線管理方法について確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 放射性固体廃棄物の保管管理について

放射性固体廃棄物の保管管理の方法及び実施状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 環境安全部は、放射性固体廃棄物の保管等に係る事項を所内規程「放射性廃棄物の保管方法」に定めていること。この中で日常点検については、所内規程「設備保守・点検標準」に従い廃棄物倉庫の巡視・点検記録を制定し、休日を除く毎日、日常点検を実施していること。当該巡視・点検記録の点検項目には、廃棄物保管容器からの漏洩跡の有無や積み上げ状態の正常性といった項目が定められていること。また、4年に1度の周期での廃棄物保管容器の定期点検を行うとしており、環境安全部は各年度の点検結果を「放射性廃棄物保管容器点検報告書」としてまとめていること。更に廃棄物の移動等の作業の際にも随時、廃棄物の状態を確認し、必要な措置を行っていること。具体的事例として平成28年5月28日の廃棄物倉庫における廃棄物保管容器の保管状態稠密化作業時には、廃棄物保管容器表面の錆の程度から、一部の廃棄物保管容器について詰め替えが必要と判断していること。
- b. 所内規程「放射性廃棄物の保管方法」では、日常点検及び定期点検の結果、錆等の状況を判断し、廃棄物保管容器に対して内容物の詰め替え又は要監視として継続的に観察するといった処置を行うことが定められていること。また当該判断は所内技術文書「ドラム缶腐食による詰め替えの判断に基準について」を踏まえ確認するとしていること。
- c. 保管している廃棄物保管容器に対しては、上記健全性の確認を行うと共に、耐震及び耐竜巻に関する新規制基準適合に係る作業の一環として、固縛作業を行っていること。当該作業としてネステナー(廃棄物保管容器を収納する鋼製の枠組み)に対する金属金具を用いた上下方向の固定及びラッシングベルト

を用いた水平方向の固定を行っていること。当該作業は所内規程「放射性廃棄物の保管方法」及び作業条件指示書「廃棄物倉庫及び廃棄物倉庫Ⅱにおける固縛の手順について」に基づき実施していること。

- d. また、本年6月28日に原燃工熊取事業所において発生した第2種管理区域における廃棄物保管容器表面の汚染事象について、東海事業所は事象発生時より、熊取事業所が発行する「事故・故障等 事象発生連絡書」を受領すると共に、環境安全部長は熊取事業所に問い合わせの上、事象の把握に努めていること。その結果、環境安全部長は東海事業所において緊急点検を行う方向で検討を開始したこと。検討の結果、東海事業所では廃棄物保管容器の移動を伴わない範囲で外観確認による緊急点検を平成30年7月10日～7月12日の期間で実施し、確認できた範囲で錆、腐食等の異常は見られなかったこと。今後、熊取事業所における原因・対策が明確になった時点で、東海事業所として所内規程「評価・改善基準」に基づき必要な対応を行う予定であること。

イ. 放射性固体廃棄物等の処理に係る放射線管理について

本年3月に原燃工熊取事業所で発生した廃棄物の仕掛品の分別及び廃棄物保管容器への収納作業における空気中の放射性物質濃度の上昇事象を踏まえ、放射性固体廃棄物等を処理する際の放射線管理方法について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 廃棄物処理棟で実施する作業として、搬入された放射性固体廃棄物を開封し詰め替える作業及び焼却前の廃棄物の分別、減容作業があるが、このうち廃棄物の詰め替えに係る廃棄物の開封作業は、所内規程「放射性廃棄物のドラム缶の詰替・減容作業」にて、廃棄物処理棟内のグリーンハウスで行うことが定められていること。また当該作業時は全面マスク等の保護具を着用すると共に、グリーンハウス内の空気中放射性物質濃度測定を放射線測定依頼書に基づき実施するとしていること。具体的事例として平成30年8月31日の詰め替え作業時の空気中放射性物質濃度は所内管理目標値以下であったこと。
- b. 焼却前の廃棄物の分別、減容に係る廃棄物の開封作業は、所内規程「放射性廃棄物の減容前作業」に、廃棄物処理棟内の廃棄物取扱ボックス(グローブボックス)内で行うこと、作業者は半面マスク等の保護具を着用することが定められていること。
- c. 加工工場で実施する作業として、廃棄物の仕掛品に対する解体、分別、減容といった作業があるが、これら作業は所内規程「放射性廃棄物処理作業」にて、加工工場製造支援室のサーベイ室で行うことが定められていること。当該室

は常時、空气中放射性物質濃度を測定すると共に、作業者は半面マスク等の保護具を着用していること。

- d. また、大型の設備の撤去、解体時等は、別途、工事計画書を作成の上、作業を行っていること。具体的事例として本年8月に実施した洗濯機の交換、解体に関しては、工事計画書「洗濯機 No.1 交換・据え付け及び廃棄作業」を燃料製造部長承認の上、発行していること。この中で解体場所を製造支援室のサーベイ室に定めていること。また、8月の空气中放射性物質濃度測定記録では、当作業期間における空气中放射性物質濃度が所内管理目標値以下であったこと。

以上のことから、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

②改善活動の取組状況について

事業者において実施している不適合管理に関し、原因究明及び再発防止策が実施されていること、他の施設で得られた知見について自らの施設に適用すべきものは予防処置として対応していること、さらに処置の有効性評価を実施するといった継続的な改善活動の取組状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。また原燃工の本年5月に開催したマネジメントレビューにおいては、新検査制度では事業者の改善活動(コレクティブアクション)に係るプログラムが有効に機能することが重要であるとの認識の元、「保安に関する自主的改善の仕組みの構築」を東海、熊取両事業所で一体化して検討することが提案され、アウトプットとして了承されていることから、その検討及び取組み状況について確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 不適合管理及び水平展開に係る実施状況について

原燃工東海事業所における不適合管理の仕組み及び当該仕組みに基づいた対応状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 環境安全部では、不適合管理及び水平展開に係る仕組みとして所内規程「評価・改善基準」、「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」を定め、これに基づき不適合事象及び水平展開に係る事象を管理の上、対応を進めていること。
- b. 不適合に関する具体的事例として、原燃工東海事業所にて平成29年9月

に発生した計画外事象(加工工場粉末調整室混合機 No.3 のホッパーからフード内への粉末漏えい事象)発生時の担当部長への連絡遅れへの対応については、平成29年度第4回保安検査以降の対応として、①燃料製造部以外の各部における通報訓練の実施、②共通的な内容が複数の所内規程に記載されている場合の所内規程の改訂、を実施しており、そのうち①については平成29年度内に全ての部において実施していること。また②については共通事項について所内規程「作業標準一般通則」に定めると共に、既存規程における共通的な内容の記載について、現在、削除を進めていること。

- c. また水平展開に係る社外のトラブル情報については、品質・安全管理室が社内規程「社外トラブル情報報告要領」に基づき収集の上、東海及び熊取両事業所へ展開していること。ここで収集する情報としては①国内施設の法令報告事象、②国内核燃料サイクル施設トラブル情報、③国外核燃料加工施設トラブル情報(転換、再転換を除く)等と定め、これらの情報の収集元としては監督官庁から入手した情報及び関係サイトの情報とし、関係サイトについては確認対象サイトをリスト化していること。収集した情報は、当該規程に定めた判断基準に基づきスクリーニングを実施し、両事業所に対する関連度を判断の上、その情報を付与した上で展開していること。加工施設以外の情報展開の具体的事例として、「2018年8月度 トラブル情報報告」では、平成30年8月に日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設で発生した冷却水漏えい事象について情報を展開していること。
- d. 東海事業所では、環境安全部が定めた「評価・改善基準」に基づき、品質・安全管理室等から提供された社外トラブル情報に対し、核燃料取扱主任者等によるスクリーニングを行った後、核燃料安全委員会にて予防処置実施要否を決定していること。具体的事例として平成30年7月26日の核燃料安全委員会では、計9件の事案について、核燃料取扱主任者等のスクリーニング結果を踏まえ予防処置実施要否を決定していること。
- e. 予防処置実施要と判断された事案については、所内規程「保安に係わるトラブル・改善報告書」を発行の上、その後の処置から有効性評価まで実施するとしていること。具体的事例として平成29年8月に日本原燃株式会社六ヶ所再処理施設で発生した雨水進入事象に対しては、設備管理部が平成29年11月3日付けでトラブル・改善報告書を発行の上、その後の対応を進めたこと。対応の中では予防処置として壁貫通部のコーキング補修、日常巡視点検項目に雨水進入の痕跡確認を追加するといった処置を実施し、その後、有効性評価として雨水進入が発生していないことをもって対応完了を確認していること。
- f. 不適合及び水平展開に係る処置の対応状況については、所内規程「保安に係わるトラブル・改善報告書の運用要領」に従い、核燃料安全委員会にて毎

月1回、フォローアップを実施していること。具体的事例として直近では、平成30年8月30日開催の核燃料安全委員会でフォローアップを実施していること。

イ. 保安に関する自主的改善の仕組みの構築に係る検討及び取り組み状況について

原燃工における「保安に関する自主的改善の仕組みの構築」の検討及び取り組み状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 原燃工では、新検査制度対応を踏まえ、現在実施している不適合管理の仕組みに加え、気づき事項等を吸い上げ、施設の改善につなげる仕組みの構築の必要性を認識し、設備管理部長は平成30年4月、「保安に関する自主的改善の仕組みの構築(案)」として所長等、東海事業所内関係者へ提案していること。また、本件は東海及び熊取の両事業所で共通して進める必要があるとの認識から、設備管理部長は熊取事業所長及び品質・安全管理室長と平成30年4月19日に当該提案に関する打ち合わせを行っていること。当該提案は原燃工で以前から取り組んでいる無駄の削減やヒヤリハット対応等を目的とした仕組みであるMD(ムダドリ)活動をベースとし、この中で潜在リスク等の保安に関する情報も吸い上げることを明確にすると共に、活動状況を核燃料安全委員会に報告するといった内容であり、本内容に関しては東海、熊取両事業所で共通化して進めることが可能との認識が示されたこと。この結果を踏まえ、東海事業所では4月26日の核燃料安全委員会で審議の上、了承されていること。
- b. 平成30年年5月に実施したマネジメントレビューでは、上記内容が改めてインプット情報(改善のための提案)として示され、その結果、東海及び熊取両事業所で実施方針を共通化し進めることがアウトプットで示されていること。東海事業所の報告案としては、設備管理部の実施状況を元に6月28日の核燃料安全委員会で審議し、了承されていること。
- c. 東海事業所各部では5月以降、目的とする情報の吸い上げ活動を進めると共に、集まった情報数に応じて、対応要否判断等の場であるMD検討会を実施していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲においては保安規定違反となる事項は認められなかった。

③核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について

核燃料物質等の取扱に関し加工施設の保安を監督する立場である核燃料取扱主任者の職務について、その活動状況、選解任等の実施状況について資料確認及び関係者の聴取により検査した。また、過去、原燃工熊取事業所において発生した負圧警報発報事象を契機に開始した保安規定勉強会の実施状況について確認した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 核燃料取扱主任者の選任及び職務の実施状況について

原燃工東海事業所における核燃料取扱主任者の選任及び職務の実施状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 原燃工社長は、社内規程「保安活動に関する組織、責任及び権限規則」に基づき、核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから核燃料取扱主任者を選任していること。また選任した核燃料取扱初任者は、保安規定上定める管理組織とは兼任していないこと。具体的事例として現在の核燃料取扱主任者については核燃料取扱主任者免状を交付されており、かつまた、原燃工社長は平成27年10月1日付け選任の上、原子力規制委員会宛に届出を提出していること。当該届出には、核燃料取扱主任者専任であることが示されていること。同様に現在の核燃料取扱主任者の代行者は核燃料取扱主任者免状を交付されており、原燃工社長は平成28年3月16日付け選任の上、原子力規制委員会宛に届出を提出していること。
- b. 核燃料取扱主任者は、保安規定及び所内規程「核燃料取扱主任者業務要領」に基づき、事業所の保安監督その他定められた職務を実施していること。そのうち、保安規定に定められた所管官庁が法に基づいて実施する検査への立会いとしては、保安検査、施設定期検査及び使用前検査の各検査について立ち会っていること。
- c. 保安規定に定める各種計画の作成及び改訂内容の審査として、保安教育の計画、施設定期自主検査実施計画等、定められた計画の審査を行っていること。具体的事例として平成30年度の施設定期自主検査実施計画として、「加工施設の施設定期自主検査実施計画(環境安全部 2018年度)」は平成30年3月28日付けで審査を行っていること。
- d. 保安規定に定める各所内規程(基準及び標準)の制定及び改廃について都度、審査を行っていること。具体的事例として平成30年7月17日付け適用開始されている所内規程「施設の操作基準(燃料製造部)」は、平成30年7月2日付けで審査を行っていること。

- e. 保安規定に定める各記録の確認を行っていること。具体的事例として平成30年度における排気中放射性物質濃度等の放射線管理記録の内、7月分については、平成30年8月24日付けで、また気象観測記録(2018年7月)については平成30年8月2付けで確認を行っていること。
 - f. 所内基準「核燃料安全委員会基準」に基づき、核燃料安全委員会に当該委員会委員長の立場として出席すると共に、必要な審議及び答申を行っていること。具体的事例として「所内辞令(2018年8月1日付)」では、核燃料取扱主任者が核燃料安全委員会委員長であることを定めていること。また平成30年8月30日の核燃料安全委員会では、核燃料取扱主任者は当委員会に出席の上各事案について審議を行うと共に、そのうち審議案件「金相試料の分離作業について」に対しては、核燃料安全委員会での審議結果を同日付けで答申していること。
 - g. 社長に対し年4回以上、加工施設の保安上の状況を報告していること。具体的事例として核燃料取扱主任者は「核燃料取扱主任者報告」として毎月、社長に対し報告を行っており、直近では平成30年8月6日に「2018年度 第4回 核燃料取扱主任者報告」として平成30年7月分の報告を行っていること。
 - h. 社長、所長その他関係者に対する意見具申、指示、指導としては、所内規程「核燃料取扱主任者業務要領」に必要な場合に行うことが明示されていること。また具体的事例として日々実施した指示、助言等について「核燃料取扱主任者巡視点検等報告」として週単位でまとめていること。
- イ. 保安規定勉強会の実施状況について
原燃工東海事業所における保安規定勉強会の実施状況について確認した。
確認した内容は以下のとおり。
- a. 保安規定勉強会は、核燃料取扱主任者、東海事業所長、各部長等出席の下、継続開催していること。当勉強会は過去、原燃工熊取事業所で発生した負圧警報発報事象を契機に保安活動を監督・指導する立場である各者の保安規定の理解を確実かつより深いものとするを目的に計画されたが、当該目的の達成に留まらず、関係各位の認識共有や新規制基準対応検討といった活動に対し有益であるとの判断から、現時点においても継続実施していること。平成30年4月以降の期間においては計7回、実施しており、核燃料取扱主任者は全回、出席していること。具体的事例として平成30年4月5日の保安規定勉強会では、保安規定第62条の2(保全)を題材にしていること、また平成30年8月21日の保安規定勉強会では、現在申請中の保安規定変更申請に係る内容を今後、勉強会の題材として取り上げる提案が行われている等、随

時、内容を工夫し実施していること。

- b. また、東海事業所においては当該活動を今年度の安全文化醸成活動計画に基づく活動として明確化していること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかった。

④その他必要な事項

本年6月にMNFで発生した休日における巡視・点検の未実施事象を踏まえ、平日及び休日における施設の巡視・点検の実施体制、実施状況等について資料確認及び関係者の聴取により検査した。

具体的な確認事項は以下のとおり。

ア. 施設の巡視・点検の実施体制及び実施状況について

施設の巡視・点検を実施するにあたり、その体制整備、要員選定及び実際の実施状況について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 東海事業所長は、巡視点検を行う者の力量及び巡視点検項目を定めること等を含めた事項について、所内規程「安全作業基準」を定めていること。また当該規程の下部規程となる「設備保守・点検標準」では、巡視点検者の要件として、平日、休日及び長期休日に区分し、それぞれ定めていること。
- b. 各巡視点検者は、巡視点検者の要件を満たした者の中から各グループ長が選任し、東海事業所長確認の上、選定されていること。具体的事例として設備管理部の平日の「巡視・点検者リスト」の最新版は平成30年4月23日に、また「休日、長期休日における巡視・点検者リスト」の最新版は平成30年8月10日に東海事業所長確認を得ていること。
- c. 巡視点検項目のうち休日及び長期休日の巡視点検項目については、所内規程「設備保守・点検標準」内に定められていること。具体的には休日の巡視点検項目を定めている「加工施設、設備の休日巡視点検表」では、加工施設として定めている各室を巡視点検対象として設定していること。また、長期休日の巡視点検項目を定めている「長期休日巡視・点検票」では、施設内での作業が行われていないことが前提となるため、各施設の外観、防護扉の施錠状態等を巡視点検対象として設定していること。平日の巡視点検項目は当該規程に基づき設備単位で各グループ長が作成し、東海事業所長確認の上、制定され

ていること。具体的事例として品質保証部が作成した自動滴定装置の巡視点検項目の最新版は、平成30年6月28日に東海事業所長確認を得ていること。

- d. 選定された巡視点検者は、定められた巡視・点検項目に基づき、毎日1回以上、巡視点検を実施していること。具体的事例として平成30年5月分の平日、休日及び長期休日の巡視点検記録では、全日、巡視点検を実施していることが確認できること。

イ. 休日における巡視・点検の未実施の防止体制について

休日において担当者が予期せぬ理由により出社できないといった事象が発生した際に巡視・点検の未実施を防止する体制について確認した。

確認した内容は以下のとおり。

- a. 業務管理部は、所内規程「宿日直者・初動対応要員当番要領」を定めていること。この中で巡視点検者は、業務引継のため引継簿、専用の携帯電話の受け渡しを直接、手渡しで引き継ぐとしていること。また、警備員は、作業依頼書「休日巡視点検者の確認について」(2014年4月29日設備管理部発行)を踏まえ、守衛掲示板に巡視点検者の掲示を行うと共に、巡視点検者が出勤しない場合は当該者へ、またそれでも連絡がつかない場合は当該者の所属するグループ長へ連絡するとしていること。なお、巡視点検を担当する宿日直者及び警備員は全日、複数名が出勤する体制としていること。

以上のことから、保安検査を行った範囲において保安規定違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査結果

なし。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

なし。

保安検査日程(1/1)

月 日	9月6日(木)	9月7日(金)	9月10日(月)	9月11日(火)
午 前	<ul style="list-style-type: none"> ●初回会議 ○その他必要な事項 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について ○核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について ○<u>改善活動の取組状況について</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●検査前会議 ○<u>改善活動の取組状況について</u>
午 後	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○放射性固体廃棄物の保管管理の実施状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●加工施設の巡視等 ○核燃料取扱主任者の保安活動の実施状況について 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ○<u>改善活動の取組状況について</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●運転管理状況の聴取・記録確認 ●加工施設の巡視等 ○<u>改善活動の取組状況について</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 	<ul style="list-style-type: none"> ●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務時間外				

○:基本検査項目(下線は保安検査実施方針に基づく検査項目) ●:会議/記録確認/巡視等